

## EUにおける問題点と要望

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9 輸出入規制・関税・通関規制	日機輸	(1)	高輸入関税	・テレビ、ビデオカメラ等の関税は14%と高関税である。 (内容・要望ともに変更)	・テレビ、ビデオ等は引続き高関税が続いている。	
	日機輸	(2)	関税対象品	・ITA導入後も特にインクジェットカートリッジに関する定義(「Mechanical / Electrical component を含む」)に曖昧さがあり、関税ゼロ適用範囲が不明確となっている。 (継続)	・インクジェットカートリッジに関する定義(「Mechanical/Electrical component を含む」)の明示。	・ITA (Information Technology Agreement) of WTO
	日機輸			・ITAの合意内容にレンズ製品が含まれなかったことで多額の輸入関税支払いが発生している。 (継続)	・レンズに関する輸入関税障壁の緩和・撤廃。	・ITA (Information Technology Agreement) of WTO
	時計協	(3)	従価税と定額税の併用	・EUの輸入関税は従価税を基本としているが、ウォッチ完成品(HS9101&HS9102)には従価税(4.5%)と定額税(最低税率と最高税率)を併用している。クロック完成品(HS9103 & HS9105)は3.7%~4.7%の従価税だけが課されている。 (継続)	・時計関税を従価税に統一する。	・Commission Regulation (EC) No 1031/2008
	日機輸	(4)	関税賦課一時停止措置の一時性および最終完成品への非適用	・関税賦課一時停止制度・関税賦課一時停止措置の一時性および最終完成品への非適用。以下に規定される関税賦課一時停止措置について。 - 最終完成品には、この措置が適用されないこと。 - 同一、同等または代替製品がEU内で十分な量が生産されているか、またはGSP対象国である第三国製造者により生産されている場合、この措置は通常認められないこと、同様にこの措置が最終完成品の競争を阻害する場合も適用されないこと。 <a href="http://ec.europa.eu/taxation_customs/customs/customs_duties/tariff_aspects/suspensions/index_en.htm">http://ec.europa.eu/taxation_customs/customs/customs_duties/tariff_aspects/suspensions/index_en.htm</a> (継続)	・これらの関税一時停止措置の問題は、それが一時的であり、またコンポーネントに関してのみ適用されることである。 ・この問題は日・EU EPAの締結により解決可能であることから早期の発効を要望する。	・Council Regulation (EU) No 1344/2011
	フル工自動部品	(5)	特惠関税の撤廃	・欧州輸入関税4.5%(ショックアブソーバ)について、以前までマレーシア、タイ等の特惠関税の恩恵を受け、関税適用は0%であったが、近年これらの国が関税対象国となった。このような税制変更が頻繁にある。製造元の変更は即座に行えない為、採算への悪影響が出る前に手が打てない。 (内容・要望ともに変更)	・税制変更のスケジュールの透明化を行って頂きたい。	
	日機輸	(6)	EU-韓国FTAの締結による競争力の低下	・日本製完成車はEU域内への輸入の際に10%課税されるため、2011年韓国-EUのFTA締結後、さらに価格競争力が低下。 また、完成車のみならず自動車部品・化学品原料などに関しても高関税であり、EUにおける製造業の競争力低下につながる。 改善:EPA発効後は、自動車部品の関税撤廃。日本製完成車に関しても発効後8年目に関税撤廃の目処がついた。 (追加、要望変更)	・輸入関税撤廃に向けたフォロー。	・Commission Regulation: EEC No265/87
日機輸	(7)	長期に渡るBTI承認期間	・Binding Tariff Informatuin(BTI)の申請から承認までの時間がかかりすぎる。 (継続)	・承認時間の短縮。		

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
9	日機輸	(8)	通関手続の不統一	・EU各国の税関により通関手続きの調和がなされていない。 (継続)	・EU加盟国間での通関手続き調和。		
	時計協	(9)	輸出入許可要件の煩雑さ	・ワニ革の時計バンドを輸出する際には、日本でワシントン条約(CITES)に基づく輸出許可を取る必要がある。国によっては更に輸入業者が輸入許可を取る必要があり、時間と手間がかかる。 (継続)	・輸出側の許可だけで輸入できるようにして欲しい。	・ワシントン条約	
	時計協			・ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可が必要である。 (継続)	・ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可を不要にして欲しい。	・ワシントン条約	
	日機輸	(10)	物流セキュリティ規制遵守のための企業負担	・EU向け出荷時の船積み前24時間ルールにより、出荷時の商品滞留時間が長くなり、企業の負担になっている。 <事例> - 米国が2001年同時多発テロを契機にモノの輸入に関して以下のリスク把握を行う体制を導入。 1. 24時間ルール: 外国港での船積み24時間前までに船荷情報の提出を義務付けるもの。 2. コンテナ・セキュリティ・イニシアティブ: 職員の常駐により危険度の高いコンテナを識別。 (継続)	・優良企業への優遇策導入。	・Advanced Manifest System (通称 24時間ルール)	
日機輸	(11)	関税分類リストの不整備	・関税タリフと輸出管理リストへの正確な分類のために詳細な品目マスターが必要だが、情報が欠落している場合あり。	・工場/サプライヤーは、EU内での適切な分類に必要なすべての情報を追加する必要あり。	・All EU countries by customs law and federal office for export control		
14	税制	フル工 自動部品	(1)	出口税(Exit Tax)	・新しくLegal-Entity(法人)を新設し、帰属していたカスタマーベースを移した場合などに発生する税。国同士の複雑な関係性もあり、確実性のある契約に基づく売買ができないケースがある。コンサル等に有料で相談しているが、多大な費用が発生。 (継続)	・法に基づく運営を行う際の無料相談窓口の新設等を検討頂きたい。	
16	雇用	日機輸	(1)	滞在・労働許可	・EU域内での日本人駐在員の移動(移駐)に際し、VISA・労働許可の取得手続きが明確化されていない国・ケースが見受けられる。取得に要する日数が分からず長期化することもあり、業務に支障をきたす。 (内容、要望ともに変更) ・EU各国内で労働・滞在許可の手続きにかなり差異があり、また煩雑。駐在員がEU内異動の場合(例:ベルギーからフランス)、新たに許可取得に時間がかかり、また許可申請中の移動に制限があるためビジネスに支障をきたす。 (継続)	・手続き・内容・所要日数の明確化。	
		日機輸				・EU加盟国間手続きの統一化。	

経由団体: 各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
16	日機輸	(2)	定年制の有無と新規採用の困難	・定年に関するEU諸国の見解・法の解釈が違い、英国では定年制が廃止されているが他のEU諸国では定年が実在し、他の欧州諸国に比べ、従業員の高齢化が見られ、新規従業員採用が現実的に難しい。 特に管理部門の場合は高齢化による生産力低下を客観的に計測することが難しく、若手管理職候補の育成が難しい。 (変更)	・比較的経験の無い従業員雇用に対するインセンティブ導入。 ・EU諸国内での規制に関する見解の統一。	・英Equality Act ・EU 2000/73 Directive
	日機輸	(3)	Short-term Business visitors	・非居住者の訪問は滞在日数を記録し、60日を超える場合は税務当局に報告する必要がある。 (継続)	・ルールの簡素化。	・All EU countries
17 知的財産制度運用	日機輸	(1)	私的複製補償金制度の問題	・私的複製補償金の支払義務がありながら支払をしない業者が現実にも多数存在するとの話がある。かかる事実、誠実に支払いを行う事業者が競争上不利な立場に立たされることを意味する。 (継続)	<p>現状の制度運用を前提とした場合、支払義務を履行していない事業者と誠実に義務を履行している事業者との公平を図る措置を講じるべきである。</p> <p>・各加盟国で、技術的手段の適用・不適用の勘案することを徹底してほしい。</p> <p>・[制度的観点] - 私的複製補償金制度を廃止してほしい。創作者への対価の還元は私的複製補償金制度ではない別の方法によるべきである。</p> <p>・[実務的観点] - 現状の制度運用を前提とした場合、各加盟国の補償金対象機器・媒体及び金額または率に関する情報を、各加盟国の規定に忠実な形で英語でECウェブサイトに掲載してほしい。 - なお、かかる英語掲載を各加盟国単位で実施する場合は、信頼性の観点から各加盟国政府のウェブサイト上での掲載と、アクセス容易性の観点からECウェブサイト上で各加盟国のアクセス先の表示をしてほしい。</p> <p>・Vitorino Recommendationsに基づき、ECがガイドラインを制定するなど指導力を発揮し、各加盟国において左記判決が早期に実施されるようにしてほしい。</p>	<p>・DIRECTIVE 2001/29/EC</p> <p>・DIRECTIVE 2001/29/EC</p> <p>・DIRECTIVE 2001/29/EC ・CJEU (C-467/08)</p>
	日機輸			・ディレクティブ第5条2項(b)では、公正な補償(補償金)には、技術的手段の適用・不適用を勘案することが求められているが、これを国内法に明示的に反映していない加盟国がある。 (継続)		
	日機輸			・私的複製補償金制度については、私的複製に使われない場合(汎用品の存在・メディアの個人的使用、業務利用をいかに適切に除外するかなど)も対象となっていること、ライセンス対価との二重払問題、複製権を主張しない権利者の存在、分配にまつわる問題など、様々な問題点が指摘されているところである一方、デジタル世界の発達により補償金制度に頼らない創作者への対価の還元が可能となるはずである。 上記を踏まえた上で、現状の補償金制度は加盟国毎に異なっているため、特に越境取引の場合にはある製品に二重に補償金がかかったり、補償金が安い(あるいはない)国の事業者が有利な立場に立つなど、本制度が製品の企画販売流通の足かせになっているとともに、域内単一市場の形成を妨げる要因となっている。また、煩雑な補償金制度を加盟国毎に調査・検討をしなければならず、事業者の実務的にも過度な負担がかかっている。 (継続)		
	日機輸			・2010年10月に欧州裁判所の判断が出された(C-467/08)。 自然人が使用する場合を除いて、業務用製品に対して私的複製補償金を課すことはディレクティブに反すること。 私的複製補償金は例外として許された適法行為たる私的複製により生じた損害の補償であること。 私的複製補償金は、私的複製の受益者たるユーザーが最終的に負担すべきことがいわれた。しかし、各加盟国においては本判決は必ずしも		

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
17	日機輸			<p>実現されておらず、多くの加盟国で業務用製品への課金が現在も行われている。また、一部の加盟国では、一旦業務用製品も含むすべても私的複製可能機器にも課金をした後、事後的に業務用製品にかかる補償金を返還する制度を導入している。しかし、本制度は一時的であっても本来支払う必要のない補償金の支払を強制されている上、返還手続きにかかるコストにより、事業者には大きな負担となっている。</p> <p>(継続)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>Directive及び欧州裁判所判決(C-467/08等)から、私的複製補償金の最終負担者は私的複製を行うユーザーである。しかし、補償金制度を有する多くの加盟国では、ユーザーが購入する私的複製機器にいくらの補償金が課金されているかが、ユーザーに対して通知されていない。そのため、ユーザーは自己が不当に高い補償金の支払いを強いられていることを認識していない。</li> </ul> <p>(継続)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各加盟国は、複製機器/媒体にかかっている補償金額をユーザーに対して明示するように義務付けるべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>DIRECTIVE 2001/29/EC</li> </ul>	
	日機輸	(2)	特許権利化の遅延と出願費用の支払い継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>日米欧の三極特許庁の最終処分期間は、日本、米国の約2年+と比較しても、欧州は約4年かかり格差がある。また、遅延と同時に高額な出願維持年金が毎年かかるため、出願人にとって大きな負担となっている。日欧間の特許審査ハイウェイの試行開始(2010年1月)に伴い、審査速度、費用低減への効果を期待している。</li> </ul> <p>(継続)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>欧州では、特許出願後、審査開始前でも出願維持年金の支払いを要求される。その上、日米より特許の登録までに時間がかかるため、出願維持費用が大きな負担となる。中国も2010年に維持年金を廃止している。</li> </ul> <p>(継続)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記、特許審査ハイウェイにより、最終処分期間の改善、出願維持費用の負担軽減の効果を明示して頂くとともに、引き続き権利化期間の短縮に向けた対策を進めていただきたい。</li> <li>出願維持年金を廃止して欲しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>審査運用 Patent examination practice in EPO</li> <li>出願維持年金制度</li> </ul>	
	日機輸	(3)	権利化の高コスト、訴訟制度の煩雑さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>EUにおいては、特許認可後に各国言語による翻訳が必要なため、国数によっては翻訳コストなどによる総費用が米国等と比較し非常に多くかかり、欧州での研究開発が進みにくい一因となっている。また各国別の訴訟制度についても出願人にとって利用しにくい状況となっている。</li> </ul> <p>(継続、要望追加)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>円滑な権利取得推進に向け、EU共同体特許の実現と、欧州及びEU特許裁判所(EEUPC)の設置を実現していただきたい。</li> <li>2012年12月に、統一特許制度および統一特許裁判所についての規則案が欧州議会によって承認されたが、品質、コストの両面でユーザーにとって使いやすい制度設計を進めて頂きたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>EPC</li> </ul>	
19	工業規格、基準安全認証	日機輸	(1)	CEマーク取得の過重な負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>EU市場やノルウェー、リヒテンシュタイン、アイスランドに製品を販売するには、日本の輸出業者は、その製品が特定の製品の法律でカバーされるたびに、CEマーキングを適用する必要がある。</li> <li>輸入者は適切な適合性評価手続が実施されていること、およびCEマーキングを遵守し、必要書類が添付されていることを確認する必要あり。</li> </ul> <p>(追加)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>フランスやEUで日本の製品を販売するためには、高価なテストと認証手続を行う義務がある。日EUのFTA発効により、証明制度を調和化して欲しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Council Regulation (EU) No 339/93</li> <li>Directive (2004/108/CE) -&gt; Dir No 2014/30</li> <li>French decree No 2006-1278 -&gt; Decree No 2015-1084 (effective since 20/04/2016)</li> </ul>

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
19	日機輸	(2)	CEマークの添付義務	・ほぼすべての製品でCEマーク貼付義務あり。 消防ポンプのような汎用品を日本で製造する場合は、当然JISで製造する。しかし、それを欧州で販売しようとする、まずCE自己宣言ができるよう、専門のコンサルに依頼し、欧州指令に沿った設計であるかどうかの確認や、機種によっては各種検査基準をクリアしているかどうかの確認が必要となる。 (継続)	・市場への投入を期してはいるが、まだ欧州でどれだけ販売できるかわからないものに対しても、1台でも販売するとなればCEマークが必要となる。小さな企業だと、CEへのアプライだけで相当なリスクとコストがかかっており、是正されればコスト・時間の節約効果は大きい。	・The council decision of 22 July 1993
	日機輸	(3)	工業規格の互換性の制度の不備	・欧州規格(PED、SIL)と日本のregulationの互換がない。 PED(Pressure Equipment Directive)に関して、実質的にはJISが認められるケースはまれである。モノの売り買いの時にJISはPEDより厳しいからOKと判断してくれるお客様は少ないと思われる。 (継続)	・各規格の互換性が認められるものについては、規則を定め、不当な扱いを禁じる規則を制定いただければ、規格間コンパート作業のコスト・時間の節約につながり、また商機も広がる。	・SIL : IEC 61508 ・PED
	日機輸	(4)	過度な要求	・On ModeおよびStandby Modeにおける省エネ基準と施行日がメーカーに対して過度な負担となる内容になっている。また、今回の改定版より追加されている資源効率要求の内容が、技術的に実現困難で、かつ当局が意図しているような“リサイクル・解体・修理の容易性向上”に寄与するものとなっていない。 (継続)	・要求基準、施行日を再考の上で、改めてTBT通報して頂きたい。 ・規制検討においては、十分な影響評価を行い、また費用対効果を考慮し過度な要求にならないようにして頂きたい。	・WTO/TBT通報No. G/TBT/N/EU/433 ・ErP Directive 2009/125/EC with regard to ecodesign requirements for electronic displays
	日機輸	(5)	小型装置に自国語記述が必要	・益々多くの国がパッケージに自国語記載を課している。小さくコンパクトな個装の商品(電池、電球、ヘッドフォン等)の場合、技術的あるいは経済的観点からこの規準を満たすことはほぼ不可能。小型規格品の販売を難しくしており障壁となっている。 (継続)	・自国語記載ではなくロゴ標記を認めてほしい。	・Example: Spanish Royal Decree 1368/88
	日機輸	(6)	RE指令の整合規格公示の遅れ	・2016年6月12日にRE指令が発効され、2017年6月12日までR&TTE指令との置換えに係る移行期間にある。その間にRE指令適合に必要な整合規格が官報に公示され自己適合宣言が可能であるが、整合規格の公示が遅れると共に、適用すべき規格が明確になっておらず、草案規格で適合する必要がある。この場合、本来NB(Notified Body)の関与が必要ないにもかかわらず、NB関与を余儀なくされ、必要以上のコスト負担が強いられる(D61)。 草案規格で適合宣言をした場合、整合規格として公示された場合、改めて差分の評価を実施し、D67適合宣言をし直す必要がある。 (継続、要望追加)	・草案状況の規格であっても、速やかに整合規格として公示する。 ・草案状況の規格が整合規格となった場合、整合規格可前に草案で宣言した評価を適合推定を与える。 ・合わせて、RE指令の完全実施を延期する。	・DIRECTIVE 2014/53/EU OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 16 April 2014 on the harmonisation of the laws of the Member States relating to the making available on the market of radio equipment and repealing Directive 1999/5/EC

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
19	日機輸	(7)	法規制関連の発効遅延	<p>RE指令がすでに施行されているにもかかわらず、欧州委員会によるガイドラインが発効されていない。改善あり(発効済み)</p> <p>旧R&amp;TEE相当の整合規格がOfficial Journalで公表されていないため整合規格を用いた見直し適合が行えない状況にあり、リスク分析による評価負荷が大きい。RE指令の整合規格としてEN55035が掲載されたが、EMC指令の整合規格は更新されず、必須要求レベルであるEMC指令レベルとするイミュニティ要求に不整合が発生している。</p> <p>遅れている整合規格の発効予定が知らされておらず、突然のOfficial Journalへの掲載に対応が難しい。改善なし</p> <p>(変更)</p> <p>殆どの整合規格がOfficial Journalで公表されていないため、従来、自己適合宣言が認められている機器にNotified Bodyによる評価が必要となっている。Notified Bodyの評価に不要な費用と手番が発生している。</p> <p>新EMC指令がすでに施行されているにもかかわらず、欧州委員会によるガイドラインがドラフトのまま、正式版が発効されない。</p> <p>また、整合規格の一部がOfficial Journalから漏れている。改善なし</p> <p>(継続)</p>	<p>RE指令、LV指令ならびにEMC指令の整合規格と足並みを揃えて発効することを強く望む。</p> <p>特に、RE指令の整合規格の発効予定の通知を望む。</p>	<p>2014/53/EU</p> <p>2014/30/EU</p> <p>2014/35/EU</p>
	日機輸				<p>整合規格の発効遅延に伴い、R&amp;TTE指令からRE指令への移行期間を1年延長するよう希望する。</p>	2014/53/EU
	日機輸				<p>至急、欧州委員会によるガイドラインの発効と漏れている整合規格を追加した修正版の発効。</p>	2014/30/EU
22	環境問題・廃棄物処理問題	(1)	REACH規制の不透明・対応の煩雑	<p>REACH規制については解釈に不透明な点も多く、また複雑な規制となっており、規制の遵守についてのコスト、労力の負担が大きい(特に商社のような事業形態にとって)。</p> <p>また、新規化合物の欧州市場への販売についてはREACH規制があるが故に域外メーカーが開発を断念することもあり、欧州ユーザーにとってもデメリットがある。</p> <p>(継続)</p>	<p>REACH規制の内容をGHS対応に統一して欲しい。</p>	EUのREACH規則
	日機輸	(2)	CLP規制への対応の煩雑さ	<p>CLP規制についてはGHS(Global Harmonization System: <a href="http://www.env.go.jp/chemi/ghs/index.html">http://www.env.go.jp/chemi/ghs/index.html</a>)に準拠した規制にもかかわらずEU独自の分類基準を導入しており、非常に混乱の多い制度。実際には運用面で各種の問題を抱えており、規制の内容をGHS対応に統一して欲しい。規制の変更、修正も多く、都度規制内容を確認し遵守していくためにかなりの労力がかかっている。</p> <p>(継続、要望追加)</p>	<p>CLP規制の内容をGHS対応に統一して欲しい。</p>	CLP規則
	日機輸	(3)	RoHS指令適用除外申請の煩雑さ	<p>RoHS指令の「適用除外」は定期的に見直されることになっており、一般的な電気電子機器に関しては5年毎の見直しとなっている。</p> <p>しかしながら、延長申請にはサプライチェーンをまたがった産業界での意見集約なども必要で、申請に至るまでのみならず、コンサルタントからの質問への対応など、長期間にわたって多くの産業界に著しい負担となっている。更に、ELV指令においてもほぼ同じ適用除外が別のタイミングで見直されるため、大きな負担となっている。また、適用除外の整合を図る点でも課題と認識している。</p> <p>(継続)</p>	<p>適用除外の見直し期間の長期間化(例えば10年)。</p> <p>ELV指令との重複適用除外に関しては、見直しタイミングを同期させる。</p>	<p>RoHS指令: 2011/65/EU</p> <p>ELV指令: 2000/53/EC</p>

経由団体: 各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
22	フル工	(4)	特定の規格の認証義務	・EU市場に製品を輸出版売するには、その製品にCEマーク、RoHS指令、REACH規則等の特定の規格を認証取得する必要がある。	・認証取得手続きの簡素化もしくは撤廃。	・CEマーク ・RoHS指令 ・REACH
	日機輸	(5)	生産装置等の保守部品へのRoHS指令等の適用	・ErP指令、改正RoHS指令において、要求内容の解釈が難しく、生産装置等として対象外であるにもかかわらず、保守部品として構成部品(商用コンピュータ、モニタなど)を出荷する際には、個々に規制への適合が必要になる場合がある。 現在も進展なし。(2018年1月時点) (継続)	・生産装置等で規制対象外となっている製品の構成部品を保守部品として出荷する際についても、規制適用外としてほしい。	
	日機輸	(6)	EU各国独自のリサイクルマーク	・資源の有効利用や廃棄物による環境汚染の防止のため、各国、各地域でリサイクルに伴う法規制が成立している。電池においても同様であり、様々なマークを電池本体や電池を同梱する製品の取扱説明書への表示が義務付けられている。電池及び電池使用製品のメーカーにとって、それらを間違いの無いように管理することが大きな負担になっている。  日本 欧州 米国 台湾 ブラジル (継続)	・各国独自のマークを採用するのではなく、統一された世界標準を作成する動きをして頂きたい。	
23 諸制度・慣行・非 能率な行政手続	日機輸	(1)	個人情報保護指令および一般データ保護規則に基づく個人情報の移転規制	・EUの個人情報保護指令が強化されGeneral Data Protection Regulationが2018年5月より効力を生じることとなった。現行の個人情報保護指令Directive 95/46/ECおよびGeneral Data Protection Regulationは、加盟国に対しEU外の国の個人情報を転送する際、特定の例外を除き、指令と同じレベルの十分な保護がなされている場合のみ認めよう求めているが、現在の日本の制度は十分な保護レベルにあるとみなされていない為、日本、EUの双方で事業を行うグローバル企業には2つの個人情報保護制度を遵守するか、EUから日本への個人データの転送を行わないか、どちらかの選択肢しかない。 (内容・要望ともに変更)	・日本の個人情報保護法も強化・改正され2017年より施行された。当該個人情報保護法がEUと同レベルの十分な保護を提供しているか否かの「充分性」の認定作業を、是非とも2017年中に終え、日本の個人情報保護法が「充分」であるとの認定が下りることを期待する。 (究極的には世界各国の個人情報保護制度の整合が理想) 継続	・Directive 95/46/EC  ・EU Data Protection Regulation
	日機輸			・現在の個人情報保護指令では、EU/EEA域外に個人情報を持ち出す場合には、データ処理に関する契約書に署名する必要があるなど、企業にとって負担が大きい。2018年5月25日より適用。 (継続)	・個人情報保護に関する指令の簡素化。	
	日機輸			・データ保護規則に基づく第三国移転条項規定により、日本はデータ保護充分性を認められていないため、EUからデータ移転に当たって、認定を受けた国の企業に比べて労力・費用負担がかかり不利益。また、「個人データ」の範囲・定義が明確ではない。 (変更)	・データ保護規則充分性認定に関するEUおよび日本政府との対話。 ・企業レベルで比較的簡素にEU-日本間のデータ移転の承認を受けられるような制度設置。	

経由団体: 各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
23	日機輸			・事業を遂行するために、従業員、顧客等の個人情報を収集しているすべての法人は、原則その情報をEU域外に移転するには定められた手続きが必要となる。	・個人情報移転に関して、日本が十分に認定国となり、移転の手続きが簡素化されるような国際協調を推進して頂きたい。	・一般データ保護規則 (GDPR)	
	日機輸	(2)	e-プライバシー指令(クッキー法)	・まだ全てのEU加盟国で実施されている訳ではないが、2011年に発効したクッキー法は、オンライン上での顧客体験改善活動に使用されるクッキーをウェブサイト運営者が自身のデバイスに置く前にユーザーの同意取得を要請している。この同意取得を明示的なものとするか、黙示的なもので認めるかといった点に加盟国間の相違が見られ、もし前者が必要だとするとビジネス活動の障壁となりえる。 1月11日に欧州委員会が発表した3つの柱( ePrivacy改正、 データ経済推進、 データ国際移転)	・指令は、何が有効な同意を形成するかとったキー領域のガイドラインを伴っておらず、実施は非現実的、事実上不可能との批判を受けている。指令の適正な施行を行うためにも明確かつ実務的なガイダンスが不可欠となる。 ・ePrivacy指令の改正については、Cookie情報などが影響し、GDPRとの整合性が図られた内容になると思われる。 ・新しい規制がGDPRの定義/コンセプトと整合しており、特に電子メールマーケティングのルールを明確にし、クッキー/追跡技術の有効な同意を得ているものは非常に有益。	・Directive 2002/58 on Privacy and Electronic Communications	
24	法制度の未整備、突然の変更	日機輸	(1)	REACH附属書17のニッケル規制の解釈	・REACH 附属書17におけるニッケル規制は、もともと、ピアスやネックレス等、身につける装飾具によるニッケルアレルギーを防ぐ意図で「長時間触れるもの」と規定されている。しかし、2014年に、「長時間」の解釈は「10分以上肌に接触する意図がある製品」というガイドラインが発効され、更に、2017年には、このガイドラインの改定案において、該当する製品の例示がされることとなった。その中に「楽器」が例示されており、楽器業界としては大変とまどっている。フランス楽器協会からも、フランス政府を通じ欧州化学庁(ECHA)へ意見していく、という方針を聞いている。 もともと楽器には、高価な銀材の代替材として「洋白材」が伝統的に使用されてきた。この材料はニッケルを多く含む。「音」を重視するという楽器の特性上、洋白材をメッキや塗装なしで使用する場合も多い。また、ギターやバイオリンなど弦楽器の弦の材料としても、伝統的にニッケルが多く使用されている。クロムなどの代替材はあるものの、やはり「音」の面から、ニッケルの需要は高い。このような状況において、楽器の性能を保ちながらニッケルの溶出基準を遵守することは、大変な困難となっている。	・アレルギーの問題は個人差が大きいと考えられることから、購入する人へ向けて(例えば日本のレストランや食品などで、アレルギー表示が書いてあるように)当該製品は を含み、アレルギーがでる場合がある・・・等の表示規制にする方が、ユーザーにとっても有用なのではないでしょうか。	・REACH Annex XVII entry 27 (Nickel) ・Draft guideline on articles intended to come into direct and prolonged contact with the skin in relation to restriction entry 27 of Annex XVII to REACH on: Nickel and nickel compounds ,Draft of 23 January 2017, European Chemicals Agency
26	その他	日機輸	(1)	BREXIT問題	・英国政府によるEU離脱の道筋がまだまだはっきりせず、どのような準備をすべきか手探り状態である。英国政府による早急な方向性の提示が待たれる。	・欧州における日本企業のビジネス環境が大きく損なわれることが無いようにして欲しい。	

経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。